

○高知市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則

(平成26年7月14日規則第100号)

(趣旨)

第1条 この規則は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）の施行に関し、法、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(要安全確認計画記載建築物等の耐震診断の結果の報告書に添えるべき書類)

第2条 省令第5条第4項（省令附則第3条において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、報告に係る建築物が建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第20号）の施行の日までに、耐震診断又は耐震改修を終えている場合において、これらの書類を添えることが困難な場合は、この限りでない。

- (1) 報告に係る建築物が法第17条第3項第1号に定める耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合している旨の報告である場合においては、既存建築物の耐震診断及び耐震改修計画の判定に関し知識及び能力を有すると市長が認める者（以下「耐震判定に関し市長が認める者」という。）が当該建築物の耐震診断について、法第12条第1項に規定する技術指針事項に基づき判定した書類（以下「耐震診断の判定書」という。）の写し（耐震診断のみで、耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合している場合に限る。）
- (2) 報告に係る建築物の耐震診断を行った者が省令第5条第1項各号のいずれかに該当する者（以下「耐震診断資格者等」という。）であることを証する書類の写し
- (3) 報告に係る建築物の付近見取図、配置図、平面図及び立面図
- (4) その他市長が必要と認めた書類

(建築物の耐震改修の計画の認定の申請書に添えるべき書類)

第3条 省令第28条第2項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 耐震判定に関し市長が認める者が申請に係る建築物の耐震改修の計画について、法第17条第3項第1号の地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると判定した書類（以下「耐震改修計画の判定書」という。）の写し
- (2) 申請に係る建築物の付近見取図、配置図、平面図及び立面図
- (3) その他市長が必要と認めた書類

2 省令第28条第11項の規定に基づき、同条第2項に規定する構造計算書は、添えることを要しないものとする。
(建築物の地震に対する安全性に係る認定の申請書に添えるべき書類)

第4条 省令第33条第1項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項の規定による建築士をいう。以下同じ。）が申請に係る建築物の現況調査を行い作成した現況調査報告書（第1号様式）（以下「現況調査報告書」という。）
 - (2) 申請に係る建築物の付近見取図、配置図、平面図及び立面図（省令第33条第1項第1号に掲げる図書を添える場合を除く。）
 - (3) その他市長が必要と認めた書類
- 2 省令第33条第2項第1号に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 申請に係る建築物の耐震診断を実施した場合
 - ア 耐震診断の判定書の写し（耐震診断のみで、耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合している場合に限る。）
 - イ 申請に係る建築物の耐震診断を行った者が耐震診断資格者等であることを証する書類の写し
 - ウ 申請に係る建築物の付近見取図、配置図、平面図及び立面図

エ その他市長が必要と認めた書類

(2) 申請に係る建築物の耐震診断及び耐震改修を実施した場合

ア 耐震改修計画の判定書の写し

イ 申請に係る建築物の耐震改修の工事について、建築士が工事監理（建築士法第2条第7項の規定による工事監理をいう。以下同じ。）を行った場合における工事監理報告書（建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の15の規定による工事監理報告書をいう。以下同じ。）又は建築士以外の者が工事監理を行った場合における工事監理報告書に準ずる書類の写し

ウ 申請に係る建築物の耐震診断を行った者が耐震診断資格者等であることを証する書類の写し

エ 申請に係る建築物の付近見取図、配置図、平面図及び立面図

オ その他市長が必要と認めた書類

3 省令第33条第2項第2号に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 現況調査報告書

(2) 申請に係る建築物の付近見取図、配置図、平面図及び立面図

(3) その他市長が必要と認めた書類

4 省令第33条第3項の規定に基づき、第2項第1号ア又は第2号アに掲げる書類を添えて申請した場合は、省令第33条第2項第1号に規定する構造計算書は、添えることを要しないものとする。

（区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請書に添えるべき書類）

第5条 省令第37条第1項第3号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 申請に係る建築物の耐震診断を行った者が耐震診断資格者等であることを証する書類の写し

(2) 申請に係る建築物の付近見取図、配置図、平面図及び立面図

(3) その他市長が必要と認めた書類

2 省令第37条第2項の規定に基づき、耐震診断の判定書を添えて申請した場合は、同条第1項第2号に規定する構造計算書は、添えることを要しないものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。